

2015年度の取組み経過と2016年度活動方針

一、第12回総会以降の取組み経過と到達点

1. はじめに

「他事を軽視した株価上昇最優先主義の民意」と「決められない政治への反意として具現化した一強他弱の政治状況」そして「個人主義的自由主義の政治思想」は、長期安定政権における「おごり」と、憲法の遵守を国家権力に要求する立憲主義を蔑ろにした「為政者の暴走」を招いている。

具体的には、多様な利害の調整をはかるという政治に求められる本来の役割よりも、自らの思想信条に収斂した政策を推進するため、一部の利益を最大化し、それを大衆化する姿勢を見せることで国民の支持を取り付ける経済・財政運営を進めている。

また、官邸主導、政高党低の政権運営は、その中枢周辺に存在する集団による国民の権利を統制・弾圧する暴言に対する批判でさえ極めて乏しいことに象徴されるように、与党内における穏健保守そしてリベラル勢力の低調化を招いている。一方、政権に相対する野党側は、目先の野党再編のみを視野に置いた野党連携の国会対策と共同歩調を重視する余り、結果として、政権への追及が極めて不十分な状況となっている。

さらに、現在世代の世俗的な経済利益に固執し、健全で安定した希望の持てる社会を政治の意思決定に参加できない次世代へと送る責任の回避は、最近の選挙において露呈している、この国の民主主義の限界をさらに深刻な事態へと導いている。

このような情勢を踏まえ、公務労協は、東日本大震災からの一刻も早い復興と再生をはじめとする公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、第一にすべての公共サービス労働者の生活改善と格差是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三に公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」、「公務員制度改革、労働基本権確立の取組み」、「公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進」等の諸課題への対応を進めてきた。

2. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

安倍政権が進める格差を助長し際限なく拡大する市場万能主義による成長重視の政権運営に対して、公務労協は2015年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの課題として2010年春季生活闘争より取組みを開始した公共サービス基本条例の制定を、連合の公契約基本法及び公契約条例制定の活動との連携と結集を重視した取組みを展開した。

具体的には、モデル地域（地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会）に選定した4県のうち、秋田県では、2015年2月27日、地方連合会および推薦議員との連携のもと、学習会が開催されるとともに、2015年3月27日には県知事への要請が行われた。また、市内路線バスを活用した車内外広告やバス停留所アナウンスの宣伝等が行われている。

同じく埼玉県越谷市においては、公共サービス基本条例制定を公約に掲げた市長のもとで、条例案の具体的検討が進められるとともに、2015年7月7日、地方連合会などとの共催で「良い社会をつくる公共サービスを考える集会」が開催され、条例制定に向けた機運が醸成されつつある。

また、徳島県公務労協は2015年6月20日、連合徳島との共催による「地域活性化フォーラムinあなん〜良質な公共サービスでまちは変わる〜」を開催し、持続可能な地域を創るためには質の高い公共サービスが不可欠であることについて社会的な理解を深めた。

さらに熊本県においては、2015年7月25日、「良質な公共サービス確立」を訴えるラッピングバス（4社・4路線で運行）の「記念式典」が開催されるとともに、公共サービス基本条例制定に向けた自治体要請行動が取り組まれている。

この他の地域においても、地方連合会における政策・制度要求への反映、地方自治体への要請行動などが積極的に取り組まれてきた。しかし、地域毎の取組み状況の格差に対する活動の全体化が課題となっている。

また、連合との連携を重視した公契約条例に関しては、2014年秋以降、9自治体（高知市、草加市、世田谷区、四日市市、奈良県、我孫子市、加西市、岩手県、加東市）において制定された。一方、「国の法整備の動向を見ながら検討する」との見解にとどまる地方自治体も多いことに対しては、引き続き、連合の活動に結集し、公契約基本法制定をめざすことが求められている。

3. 独立行政法人改革に対する雇用・労働条件確保の取組み

「独立行政法人改革等に関する基本方針」（2013年12月24日閣議決定）に基づき、2014年8月29日に行政改革推進本部において実施時期等が決定された法人の統廃合（2016年4月までに98法人を87法人に再編）については、政府責任による厳格な雇用と処遇

の確保を基本として、当該構成組織における対策を前提に、必要に応じて公務労協の統一的な対応をはかることとした。

政府は、第189通常国会に独立行政法人に係る改革等を推進するため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省関係の計8件の法律案を提出し、そのすべてが可決・成立した。

引き続き、各法人において提供される国民生活に不可欠なサービスについて、職員が一切の懸念なく業務に精励できる環境整備をはかるため、当該構成組織における労使交渉・協議、合意による労働条件の確立と職員の万全な雇用確保に向けた対応を強化していかなければならない。

4. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

「自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第12条の規定に基づき、国民の理解を得た上で、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること」等の附帯決議が付され、民主党、自民党・公明党の三党間の協議・合意に基づく修正を含めた「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が、2014年4月11日の参議院本会議において可決・成立したことに対して、公務労協は、引き続き、連合との連携のもと、ILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を継続してきた。

ILO条約勧告適用専門家委員会の議論を経て、総会基準適用委員会における個別審査の素材となる各国政府から提出される既批准条約の適用状況の定期報告について、日本政府に対しては、2014年において第87号、第98号及び第181号条約が該当した。

そして、連合が「2012年12月の総選挙により政権が交代し、現政権のもと、2014年の通常国会において措置された国家公務員法及び地方公務員法の改正において、第87号及び第98号条約に違反していると指摘された諸点に係る法制度に関する措置は何ら講じられていない。これまで結社の自由委員会及び専門家委員会が日本政府に対し繰り返し指摘してきた課題は未解決であることを改めて喚起するとともに、将来にわたり恒久化されることが強く懸念される。」という立場から、①消防職員と刑事施設職員に対する団結権付与、②公務員の争議権、③公務員制度改革、④適切な代償措置、⑤職員団体の登録制度、⑥組合専従期間の組合による自主決定、⑦管理職員の範囲、⑧国による地方公務員の給与削減の要請等、⑨第98号条約第6条の解釈、⑩国家公務員の団体交渉権について策定した意見を付した、日本政府の定期報告が2014年8月に行われた。

条約勧告適用専門家委員会は、2014年11月に行われた議論を踏まえ、①本委員会は日本政府に対し、消防職員と刑事施設職員の団結権を保障する観点から講じているか、または検討している措置を示すよう要請する、②本委員会は日本政府に対し、内閣人事局の努力を含む、本件に関する見直しの進捗について情報を提供し続け、また、次回報告において、国家の名の下に権力を行使することのない公務員や厳密な意味での必要不可欠なサービスに携わっていない労働者が、制裁を受けるリスクを負うことなく争議行為を行えるよう保障するために講じられているか、または検討されている措置について示すよう要請する。本委員会はさらに、同政府に対し、人事院はストライキ権が制限されている公務員に対する代償措置としては不完全であるとの連合の意見に回答することを要請すると同時に、関係者が信頼し、すべての段階に参加でき、下された裁定が拘束力を持ち、完全そして早急に実施されるような、適切かつ公平で迅速な調停および仲裁手続きを通じて、現行メカニズムを強化するためのステップを示すよう要請する、③本委員会は日本政府に対し、現行制度を見直すための社会的パートナーとの対話努力を強化し、ごく近い将来に、国家の運営に携わっていない公務員のすべてに対し団体交渉権を保障するよう要請する。また、同政府に対し、法律で義務付けられている、これらの事項に関する社会的パートナーとの協議に取り組むため、内閣人事局が講じているステップに関して詳細な情報を提供するよう要請する、④本委員会は、「国家の運営に携わる公務員」は厳格に解釈すべきとの本委員会の意見を想起し、国有林野事業の職員に対し、団体交渉権を含め、本条約で保障されている権利のすべてを確実に付与すべく講じているステップを示すよう日本政府に要請する等の報告を公表した。

一方、連合は、これらのILOにおける経過を踏まえ、「質の高い公共サービスを実現するためには、社会対話を通じて公務におけるガバナンスと透明性を強化することが必要であり、とりわけ公務労働者の公正な労働条件を決定する自律的労使関係が重要な役割を担う」という立場から、組織及び国内外に対する世論喚起を行うこと等をはかるため、2015年2月24日に、国際シンポジウムを開催した。また、同日、開催された「2.24決起集会 STOP THE 格差社会 質の高い公共サービスと労働組合の役割」では、構成組織・地方連合会を中心に約3,000人の組合員が参加するもと、主催者を代表して挨拶した古賀会長は「公務員に労働基本権が認められていないことについて、ILOから9回もの勧告を受けている状況をこのまま放置するわけにはいかない。将来世代に希望と安心の社会をつなぐために、組織一丸となって質の高い公共サービスの実現と公務員の労働基本権の回復に取り組むことを決意する」と述べた。さらに集会では、神津事務局長の「連合国際シンポジウム」報告、シャラン・バロウITUC書記長の連帯・映像メッセージ、枝野民主党幹事長からの「公務員の労働基本権の回復に向けて、連合・民主党と連携して取り組んでいく」とのメッセージがあり、集会

決議の採択後、デモ行進と民主党への請願が行われた。

第104回 I L O 総会は、第101回総会（2012年）において労使が I L O 第87号条約にストライキ権が含まれているか否かの解釈をめぐる対立、2015年2月の政労使三者会合を踏まえ、第323回理事会（2015年3月）が「当面は第87号条約でスト権が容認されているか否かの解釈について I L O 憲章第37条に基づく行動（＝「国際司法裁判所への付託」または「裁判所の設置」）を起こさない、今総会の基準適用委員会を効果的に機能させること」などを内容とする決定を採択したものの、労使対立が潜在化するもと、2015年6月1日から13日の間において開催された。

一方、連合は、①最終的には、国内における政治的・社会的課題として、法制度改革が可能となる環境及びその整備が不可欠であること、②個別審査化（ショートリスト登録）に対する政府・自民党の反応と影響についての事前判断の必要があること、③ショートリスト選定における中核条約・技術的条約、地域、先進国・途上国のバランス考慮と他国の状況を踏まえること等を前提として、第104回総会の総会基準適用委員会における日本の第87号条約の個別審査の実現に向けた対応をはかった。

しかし、労働基本権回復に向けた新たな端緒となる個別審査が、民主党政権における「国家公務員制度改革関連4法案」及び「地方公務員制度改革関係2法案」を最低とする結果を導く国内政治情勢ではなく、また個別審査後に予想される現状維持のための検討によって、政府の責務において課題が継続している自律的労使関係制度の確立に係る国家公務員制度改革基本法第12条を無実化することを避けるため、個別審査への登録を断念することとなった。

さらに連合は、基準適用委員会における他国の審査において、労働側全体として日本の公務員の労働基本権回復に向けた強い決意を議事録化することを迫及したが、第87号条約とスト権問題による混乱のもと、発言するには至らなかった。

2012年12月の第46回総選挙による自民党への政権再交代の政治的焦点の一つであったといえる公務員の労働基本権は、それから3年近くが経過した今日なお、冷静かつ論理的な議論を微塵も求めない感情的な政治問題として、その回復に向けた道筋を見出すことすら困難な環境にある。しかし、労働基本権の回復を求める要求とその実現は、普遍的、社会的そして国際的な責任であるという立場から、引き続き、連合との連携のもと、I L O 勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を継続していかなければならない。

5. 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

公務労協は、政府・各府省との間における対等かつ十分な交渉・協議の機能化と公

共サービスに係る労働組合の社会的存在意義を高めることを目的として、組織拡大センターを中心に、組織の拡大と主体的力量強化に向けた取組みを進めてきた。

具体的には、重点目標を中央省庁における組織拡大に置き、①中立組織や労働組合未組織の府省・職場、活動が休止状況になっている組織との交流・意見交換、②既存組織の組織拡大、③非常勤職員等の組織化、④街頭宣伝行動などを柱に活動を推進してきた。

未加盟組織・未組織職場対策については、該当役員・職員との定期的な面談・意見交換や国公ユニオン組合員などを通じた情報交換など組織化に向けた取組みを進めてきた。また、昨年秋、国公連合に加盟した全環境省職員労働組合に対して、発足間もない組織であることから、組織運営などに対する支援を行ってきた。

街頭宣伝行動については、毎月、霞ヶ関をはじめ、国のブロック機関所在地を中心にチラシ配布に取り組むとともに、霞ヶ関では連合宣伝カーによるアピール行動を行ってきた。宣伝行動にあたっては、「労働組合への結集」、「連合、公務労協、国公連合組織の存在意義を高める」など、情報伝達と組織アピールに努めてきた。

引き続き組織拡大の取組みが重要であり、国公連合と公務労協の共同事業として、組織拡大センターの活動を強化することが必要である。

6. 組織検討委員会報告の具体化等について

国公連合における対応に委ねることとしていた「各部会構成組織書記長の運営委員会への参加」について、第12回総会における議論を踏まえ、第1回拡大運営委員会（2014. 11. 20）において、①国公連合加盟構成組織書記長の公務労協運営委員会へのオブ参加は、2014年12月末をもって廃止する、②企画調整会議の体制の変更等については、「今後の公務労協組織のあり方」に関する報告に基づき、企画調整委員数削減の具体的な措置に関して、2015年3月末を目途に結論を得る、③必要となる運営要綱等の改正は、第13回総会に提案することとした。

そして、企画調整会議の体制変更については、構成組織3名（全水道、国公連合、全印刷）及び事務局6名（事務局長、副事務局長、事務局次長）とすることを第5回運営委員会（2015. 4. 16）において決定した。なお、2015年度については、円滑な体制変更への配慮等から、第5回企画調整会議以降、新体制による開催を試行するとともに、重要な課題等への対応等が生じた場合をはじめ必要に応じ現体制により開催することとした。

この他、第6回総会において承認された組織検討委員会報告の具体化について2015年度は、①未結成の13都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する～2015. 9. 1青森県公務労協が結成、②「協議会から連合会への移行」については、自律的労

使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更への対応を優先し、その具体化等を踏まえ、改めて討議の必要の有無を含めた再検討を行う～移行に係る課題の整理等の具体的な検討を行うには至らなかった。

二、2016年度活動方針

1. 情勢の特徴

(1) 第189通常国会以降の政治情勢

憲法が国家権力の行使に制限を加えるという性格上、その尊重擁護義務を政府や国会に課していることは、国民のために権力の濫用を防ごうとするものである。しかし、安全保障関連法案に関する国会審議において、違憲性を問われた安倍総理は、憲法の規範性に関する議論を、安全保障環境の変化への対応等という独善的な政策論に挿げ替え、さらに与党が衆議院特別委員会における採決を強行した結果、2012年12月の第二次安倍政権発足以来はじめて内閣不支持率が支持率を上回ることとなった。

また、参議院特別委員会での極めて異常かつ不誠実な対応と、本会議における強引な採決は、国民の理解と合意形成を得る努力を怠ったものであるとともに、民主主義に対する暴挙であるといえる。そして、直後の内閣支持率は35%～42%（1～6ポイント下落）となり、不支持率は45%～51%（1～7ポイント増加）となった。

安全保障関連法案の慎重審議のためと称して過去最長となる245日間の会期となった第189通常国会において、政府提出法案の成立率は88.0%となった。これは、昨年の通常国会における97.5%を大幅に下回り、衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」以来の低水準である。政府提出の各法案の是非はあるものの、政府・与党が安全保障関連法案の成立に固執したことで以外の法案の審議等に影響が及んだものであり、国民生活をはじめとする国政全般における諸課題よりも、自らの思想信条の具体化を優先する安倍総理の政治姿勢を現したものだといえる。

一方、安倍総理は内閣支持率の下落を受けた9月24日、GDP600兆円の達成、合計特殊出生率1.8への回復、介護離職ゼロなどの目標を掲げた「アベノミクス第2ステージ（新たな3本の矢）」を自民党総裁再選会見で明らかにした。しかし、これは、施策の実効性が問われるまでもなく、自らによる民主主義を踏みにじる強引な政治手法によって失った政権の求心力を回復するための思惑に他ならない。

今秋以降、危機が再燃する可能性を有するギリシャ問題や中国株式市場の暴落等の国内連鎖、さらに米連邦準備制度理事会（FRB）政策金利引き上げの影響等によるアベノミクスの行き詰まりが懸念される。また、農林水産分野の重要品目等の取扱いをはじめとする国会決議との整合が問われることが予想されるTPP（環太平洋経済連携協定）問題等、安倍政権における内政及び外交に関する難題が山積している。引き続き、緊迫化及び一気に政局化する可能性を含めた政治情勢と政権の動向を注視していかなければならない。

(2) 社会情勢等

安倍総理による消費税率引上げの延期とともに提起された2020年度における国・地方の基礎的財政収支黒字化目標の達成に向けた計画は、2015年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において具体化された。この財政健全化計画の策定について、政府は経済財政諮問会議や財政制度等審議会において、自民党は行政改革推進本部や財政再建に関する特命委員会を舞台として議論を進めた。議論の特徴は、自民党内における小泉政権下での「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」が提起した社会保障の歳出削減がもたらした政治的影響を踏まえた財政再建に対する消極性のもと、これに相反する主にマスコミ批判に応えた歳出削減の主張が、官邸及び経済財政諮問会議における経済成長重視の姿勢と衝突することとなった。しかし、最終的には「経済財政運営と改革の基本方針2015」における「経済再生なくして財政健全化なし」という基本的考え方に象徴されるように、財政窮迫の要因を意図的に誤り、誰もが痛みを負うことを回避するための政治的な無責任さを露呈した結論が導かれることとなった。とくに、名目3%・実質2%の経済成長という近年の実績からして達成困難な目標を前提としており、仮にこの目標が達成された場合の金利の上昇など、基礎的財政収支には反映されない債務償還における利払費の増大等を見逃している等、むしろ財政破綻を導くことを誘導する財政健全化計画になったものといわざるを得ない。

一方、政府・自民党における財政健全化議論が焦点化していった同時期に、欧州連合（EU）と欧州中央銀行（ECB）そして国際通貨基金（IMF）による支援プログラム終了の期限到来を控え再燃したギリシャ危機は、預金の引き出し制限、銀行休業、商品の買い占め等により国民生活の混乱を引き起こした。ギリシャ危機は、2015年7月5日に行われた国民投票において、歳出削減を伴う金融支援の受け入れを拒否する民意が示されたものの、結果的には、欧州連合が求めた財政改革案をギリシャが受け入れ、当面の債務不履行は回避されることとなった。

我が国とギリシャとでは財政・金融制度が異なるものの、我が国の債務残高のGDP比は232.5%であるのに対し、危機発生時のギリシャは130%（2009年）であり、ギリシャにおける状況を「対岸の火事」と見るか、「他山の石」と考えるかが問われるところである。万一財政破綻が現実化した場合、財政悪化を導いてきた政府も国会も、その責任は負っても負担を負うことはできない。財政破綻の被害者は国民であり、その生活を支える公共サービスの崩壊を招くことを改めて自覚しなければならない。

（３）公共サービスと公務員を取り巻く情勢

政府は、財政健全化計画における集中改革期間の初年度にあたる2016年度予算について、第二次安倍政権発足以来3年連続で最大を更新する総額102兆円台の概算要求を取りまとめた。具体的には、「地方創生」や「国土強靱化」の名のもとで、公共事業費が2015年度当初予算比で10%超の伸び率となり、防衛省の要求額も過去最大とな

るなど、安倍政権の政権運営を色濃く反映したものとなっている。これは、2016年7月に予定される第24回参議院議員選挙を控えた旧態依然の利益誘導であるとともに、安倍総理が自ら表明した中期防衛力整備計画と安全保障関連法案との関係等、防衛費増額に関する妥当性と説明責任が問われるものである。一方、世論は、財政健全化計画における一般歳出総額の実質的増加の抑制との関係を含め、歳出削減の必要性を厳しく指摘している。とくに社会保障費の抑制を強く求める論調は、サービスの提供を受ける側の国民の存在を軽視したものとなっていることが危惧される。

また、内閣人事局がとりまとめた2016年度の機構・定員等の要求状況は、東日本大震災関連等の臨時増員を除き、全体で964人の増員となった。2015年度が978人の増員要求に対し、1,093人の減員となったこと等を踏まえ、これまでの総定員削減を前提とした定員査定ではなく、少なくとも「必要とされる業務に、適正な勤務条件のもとでの必要な定員を配置する」ことが必要である。

一方、地方交付税の概算要求については、地方の一般財源総額を2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方税収の増加を見込み、対前年度3千億円減の16.4兆円としている。そして、概算要求時の参考となる地方財政計画の仮試算では総額85.9兆円（2015年度比0.6兆円増）を計上したものの、給与関係経費0.1兆円増の他、一般行政経費となる社会保障費の自然増等に0.5兆円が充当されている。これは、引き続き、地方自治体全体における最低限必要な住民生活の確保と社会保障の維持に対し、人口減少、高齢化が進む中で、地域における景気動向により地方税収を通じた行財政格差を拡大するものである。さらに、安倍政権の経済財政政策に対する地方からの不満と不信を回避するための「まち・ひと・しごと創生事業費」に、引き続き1.0兆円が計上されているが、場当たり的な地域経済活性化のための施策として、その効果が問われるものである。また、2015年8月31日を提出期限に、42道府県から69機関の誘致案が寄せられ、まち・ひと・しごと創生本部が公表した地方創生の一環として進める「政府関係機関の地方移転事業」に対して、国会対応、研究機関の集積メリット等の観点から異論が噴出し、地域経済活性化等の効果に関する疑問が出されている。

2. 活動の基本的考え方

事実上の財政ファイナンスとの指摘もされている日本銀行の異次元緩和の進行に伴い、国債価格の急落（金利の急上昇）が懸念されるもと、経済成長を前提とした税収増頼みの「経済・財政再生計画」（経済財政運営の改革の基本方針2015）において提起された「公的サービスの産業化」等に対し、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、良質な公共サービスの実現

に向け、そのあり方を再構築する取組みを強化する。同時に、公共サービスの重要性和普遍性を社会的に喚起するとともに、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかることに重点を置く。とくに、わが国の危機的な財政状況を直視するとともに、「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」（2016～2018年度）の達成状況等を踏まえて行われる「歳出、歳入の追加措置等の検討」を最重要視した対応をはかることとする。

具体的には、構成組織間で共通する政策課題の実現主体であるとともに対政府等との交渉主体としての性格を有する公務労協は、国家公務員の使用者たる性格と地方自治体及び独立行政法人・政府関連公益法人等の職員の勤務条件等に重大な影響力を有する政府に対し、関係府省・人事院等との間における交渉・協議を最重視した対応をはかることとする。

また、賃金・労働条件をはじめとする諸課題に係る政治対策については、政党と労働組合との性格や目的の違いを踏まえつつ、交渉主体としての責任を果たす観点から、要求実現に向け広範な政党への対応に留意する。

3. 具体的課題と取組み

（１）良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

公共サービスは、今日改めてその存在意義が問われている状況にある。

「経済・財政再生計画」（経済財政運営の改革の基本方針2015）における「公共サービスの産業化」等は、公共サービスを「国民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要」へと再定義した公共サービス基本法の理念に相反する。

そして、国民生活を犠牲にした企業活動優先の成長至上主義の経済政策とともに、効率化と質の改善の名のもとで、弱肉強食の市場に際限なく公共サービスを委ねるものに他ならない。

公務労協は、2004年に新自由主義・市場万能主義の対抗軸として取組みをスタートした「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」について、安倍政権の進める諸政策に総合的な対峙をはかるため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視した活動を再構築する。

具体的には、これまでの取組みの到達点を踏まえ、2016年度においては、①入札・契約改革と公正労働基準の確立をはかるための連合の公契約基本法及び条例制定との活動の連携、②公務公共サービスを再構築するため公務における労使関係の改革が不可欠であるという立場から、自律的労使関係制度の必要性和労働基本権回復の意義に関する国内世論の喚起をはかるための連合との連携強化と主体的対応、③過去5年間の活動の経過と到達点を踏まえた公共サービス基本条例の制定をはかることとし、具体的な活動等については、2016年春季生活闘争方針において提起する。

（２）公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

労働基本権の回復を求める要求とその実現は、普遍的、社会的そして国際的な責任である。そして、①「経済・財政再生計画」の集中改革期間の進捗状況を踏まえ、追加措置等の検討が想定され、②ＩＬＯ総会の基準適用委員会において第87号、第98号条約の適用状況が個別審査の対象となり、③現衆議院議員が任期満了を迎える2018年を焦点として、引き続き、連合との連携のもと、ＩＬＯ勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を再構築する。具体的な対応及び取組み等については、今後の諸情勢等の推移を踏まえ、逐次、対策本部会議等を開催し協議する。

（３）独立行政法人及び政府関連公益法人等の雇用・労働条件確保の取組み

第186通常国会において成立した改正独立行政法人通則法を踏まえ、法案審議と政府答弁及び附帯決議を活用し、①法人の組織運営上の裁量と自主性・主体性、②自律的労使関係制度のもと労使交渉による賃金・労働条件の決定等の実体的確保に向け、統一性と連携を重視した対応をはかる。

また、政府関連公益法人等において、労働基本権にこだわる雇用・労働条件の決定等をはかるための環境整備に努める。

（４）地方創生と道州制・国の出先機関の見直し等に対する取組み

安倍政権が看板政策として掲げながら、財政事情の厳しさを理由とした極めて不十分な新型交付金の創設など、旧態依然の地方自治体任せ・押し付けの地方創生に対して、場当たりの地方移住や観光振興などの地域経済活性化のための施策ではなく、教育・医療・介護・保育等の基礎的公共サービスの人的基盤の強化・雇用創出による地方創生と地域経済の活性化をはかるための対策を連合とともに推進する。

とくに、「政府関係機関の地方移転事業」については、真に地域経済の活性化等の効果があるか否かを追求するとともに、当該職員の雇用と勤務条件等の確保を前提とした対応を強化する。

また、道州制と国の出先機関の見直し等については、引き続き、政府・国会の動向等を注視し、機動的な対策をはかることとする。

（５）賃金・労働条件の改善等に関する取組み

- ① 「政治」の公務員給与に対する介入を排除し、今後の財政健全化に関する動向を注視した総人件費削減政策の転換に向けて、政府との各級段階の交渉・協議、政党対策を強化する。
- ② 連合と連携し、公務員給与の社会的合意を確立するための取組みを進める。

- ③ 連合の2016春季生活闘争に向けた方針議論に積極的に参加するとともに、労働条件専門委員会を中心にその準備を進める。
- ④ 段階的定年年齢の引上げを措置するための「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」（2008年5月20日「新たな高齢雇用施策検討委員会」とりまとめ）を基本に、報酬比例部分の支給開始年齢に係る次期引上げが行われる2016年4月を当面の目標として、遅くとも2019年4月までに段階的定年延長の実現をはかる。
- ⑤ 格差是正の取組みを積極的に推進し、短時間公務員制度の導入をめざすとともに、臨時・非常勤職員をはじめとする全ての公共サービス労働者の雇用安定と処遇改善を求める。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、超過勤務の縮減、休暇・休業制度の拡充を求める。

（６）男女共同参画社会の実現に向けた取組み

安倍政権における「女性の社会進出・活躍の促進」は、職場の男女平等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女間格差の是正と均等待遇の実現を課題とするより、むしろ経済の再生と成長戦略を重視する考え方が前提にあるといえる。

このような政権の動向を踏まえつつも、現実を重視し実態を改善することにより理念を適正化するという立場から、引き続き、①ワーク・ライフ・バランス憲章と行動指針の具体化、②次世代育成支援対策推進法に基づく、労使協議による行動計画の改善と着実な実施、③募集・採用・配置・昇進における男女間格差の是正、④結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益取扱いの一掃、⑤男性の育児休業・介護休暇取得の促進等を、職場と家庭そして社会を基盤に置いた取組みとして推進する。

（７）公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

国公連合の取組みを第一義におき、公務労協との共同事業としての組織化の重点目標・対象を中央省庁に設定し、交流と情報提供、大衆的情報配布等を中心とする未加盟対策を任務として設置した組織拡大センターの活動を強化するとともに、引き続き、新たな産別結集組織の実現について具体的かつ確実な成果を得る対応をはかることとする。

（８）「新たな郵政づくり」に向けた取組み

2014年12月26日、郵政グループは、日本郵政とゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の金融二社同時株式上場をめざすことを正式発表し、この秋の上場にむけた準備作業は、いよいよ最終局面に移行している。今後、段階的に株式処分が進められていく中で、ＪＰ労組の基本スタンスとして、日本郵政の株式売却については、株主である政府の

判断に委ねられていること、また復興財源確保法において、株式売却収入の約4兆円が東日本大震災の復興財源に充てられることから、売却の推移や状況変化を注視していくこととしている。

また、金融二社の株式売却については、株式会社たる日本郵政の判断によることから「改正郵政民営化法」の主旨を踏まえ、とくに日本郵政グループ全体の成長戦略を描き、株式の売却収入を活用していくことが求められる一方、グループの一体性や金融のユニバーサルサービス義務の履行への影響なども含めて今後も検証していく必要があり、グループ経営に重大な変化を及ぼすことも想定され、状況変化等を慎重に見極めることが重要なことから、2回目以降の株式売却は慎重に進めていくべきものと判断している。

そして、株式上場後もユニバーサルサービスの提供を担保していくため、解決しなければならない多くの課題も残されている現実において、JP労組は、日本郵政グループが全国約24,000の郵便局ネットワークを通じて郵便・物流ならびに金融の基本的サービスを提供しながら「トータル生活サポート企業」へと持続的な成長・発展を遂げていくためにもまず何よりも、そこに働く組合員の雇用確保と労働条件の維持・向上を最優先とし、誤りなき対応と判断を行っていくこととしている。

公務労協は、JP労組の最重要課題としての株式上場と郵政事業の持続的発展に係る今後の取組みを、構成組織全体の課題として共有するとともに、組織的支援と要請等に応じた対応等をはかることとする。

（９）地方組織の結成の推進について

未結成の12都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する。また、諸会議または集会を活用した構成組織中央段階における対応等、主要な構成組織が各地方段階で結成に向けた主体的な役割を担うこととする。